

### 316. 大篠原西遺跡で検出された溝

#### 1. はじめに

大篠原西遺跡は、野洲郡野洲町大篠原に位置します。過去に野洲町教育委員会が十数回の発掘調査を行っており、主に平安時代の末から鎌倉時代頃の掘立柱建物や溝などが検出されています。この地は、鎌倉時代の『東関紀行』に記されているように古代の東山道が西池に沿って通っていたと考えられているところです。また、東に隣接する街道遺跡は国道8号線がこの地で集落を東に迂回するように通っているため、中山道に沿って形成された集落が現在も残っている場所で、これまでの野洲町教育委員会の発掘調査によって中世の建物跡などが多数検出されています。しかし中山道は近世以降に敷設された街道で、この道は古代東山道をそのまま継承したものだと考えられています。今回の調査は県道野洲中主線の拡幅工事に伴う文化財調査で、国道8号線に最も近い調査区からは古代東山道の遺構が確認される可能性が考えられました。

#### 2. 発掘調査で検出された溝

調査地区は全部で5つに分けています。各トレンチからは掘立柱建物、溝、土坑（井戸）、旧河道などが検出されました。

1 トレンチの溝はそのほとんどが条里地割に沿うものですが、SD 1だけはそれとは方向をやや異にしています。出土した土器の時期は他とさほど違わないため断定できませんが、この地に条理が施行される以前の溝と考えられます。その他の溝は概ね野洲郡の統一条里に沿っているトレンチに並行もしくは直交しています。

2 トレンチではSD 4が幅4m、深さ1mを測る大きな溝です。このSD 4と3・5トレンチのSD 5はほぼ同規模の大きさを測る溝でどちらも埋土から多量の黒色土器碗や土師器皿が出土しています。

これらの溝からは、いずれも平安時代終わりから鎌倉時代にかけての黒色土器碗や土師器皿を中心とした土器がたくさん検出され、完形品もかなりの頻度で出土しています。これらの溝の位置を昭和35年頃の地



大篠原西遺跡調査地 (1:10,000)

図に落としてみると、水田の畦畔とはかなりの確率で一致していることに気がきます。即ちこれらの溝は条里にのっとして掘削された溝と考えられます。中でもSD4・5はその間に掘立柱建物SB5が同方位で建てられているため、SB5を囲むために少し大きく深く掘られたのではないのでしょうか。

4トレンチの溝は水田の畦畔と近接してはいませんがSD9～11が隣接する県道に直交する様子が窺えるこの溝は、3条が並行しており、県道を挟んで北側で野洲町教育委員会が調査した「条里溝SD1」に繋がっているものと思われます。

SR1やSR2に切られて全容が把握しづらいSD12は、条里とは別方向の畦畔に沿っています。この溝は国道8号線とほぼ並行する方向に掘削されています。幅は約1m、溝の底面は掘削時の凹凸が著しいため一様ではありませんが、深さは5cm～20cmを測ります。埋土からは遺物が出土しなかったものの、溝の近くから奈良時代以前と考えられる須恵器の破片が出土しており、やや乱暴であるが古代の溝の可能性が考えられます。

### 3. SD12が古代道の側溝である可能性について

古代道の認定にあたっては、

- ① ある地点からある地点までほぼ一直線に繋がっている。
- ② 「波板状凹凸面」と言われる長楕円形の連続した土坑群が見られる場合がある。
- ③ 路面と考えられる部分は、全面あるいは一部分に硬化面が存在する場合がある。
- ④ 道の両側には側溝の認められる場合がある。
- ⑤ 官道の場合、道幅は概ね12～20mのものが多い。などの条件の一部を満たしていれば良いとされています。もちろんそれが古代のものであると確認されることが前提ですが、確認できない場合でも上記の条件がある程度整えば認められる場合があります。

さて、今回の調査で検出された溝（SD12）を見てみると、①は検出された距離が短く、また、④、⑤は溝が片側しかないため、確認できません。残りは②と③ですが、SD12の北側はSR1・2などで乱されており、路面の確認が出来ない状態です。また、南側は「波板状凹凸面」に類似する遺構は確認されなかったのですが、硬い砂質土層が検出されており、硬化面と呼べるかも知れない面が一部に認められました。しかし、これをもってSD12と同方向の畦畔を残し



SD4とSB5（北から）



SD5（北から）

ている田面を、古代道と言うにはやや説得力に欠けると言わざるを得ません。

### 4. おわりに

大篠原西遺跡の発掘調査ではたくさんの溝が検出され、それらの多くは条里地割に影響を受けて掘削されたものであることがわかりました。その中で、条里に沿わない溝（SD12）は、やはり古代東山道の側溝ではなかったのでしょうか。

古代東山道は足利健亮氏の推定ラインが有名ですが、それによれば当遺跡の南にある西池の堤の傍を通っています。これは西池付近では国道8号線とほぼ並行しているということになります。また、街道の集落では分離している中山道も当調査地付近では国道8号線とほぼ重なって通っていたと考えられます。今回は国道8号線に接続する部分の調査が行われなかったため、この部分にSD12と対を成す溝の発見を期待しています。

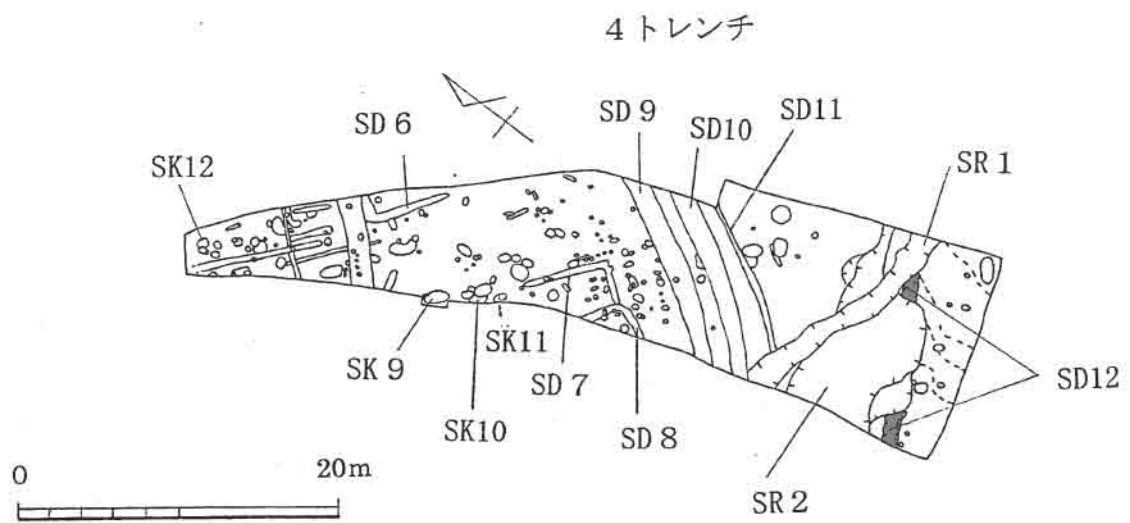
（財団法人滋賀県文化財保護協会 三宅 弘）



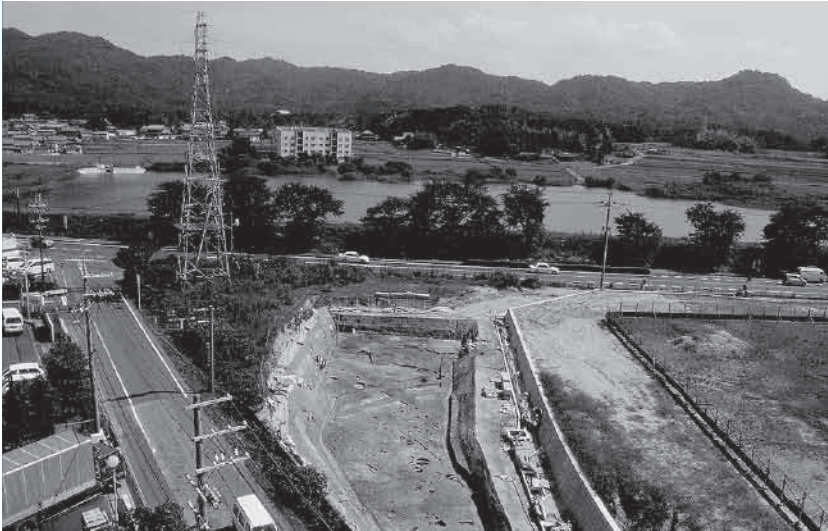
SD-12 (北から)



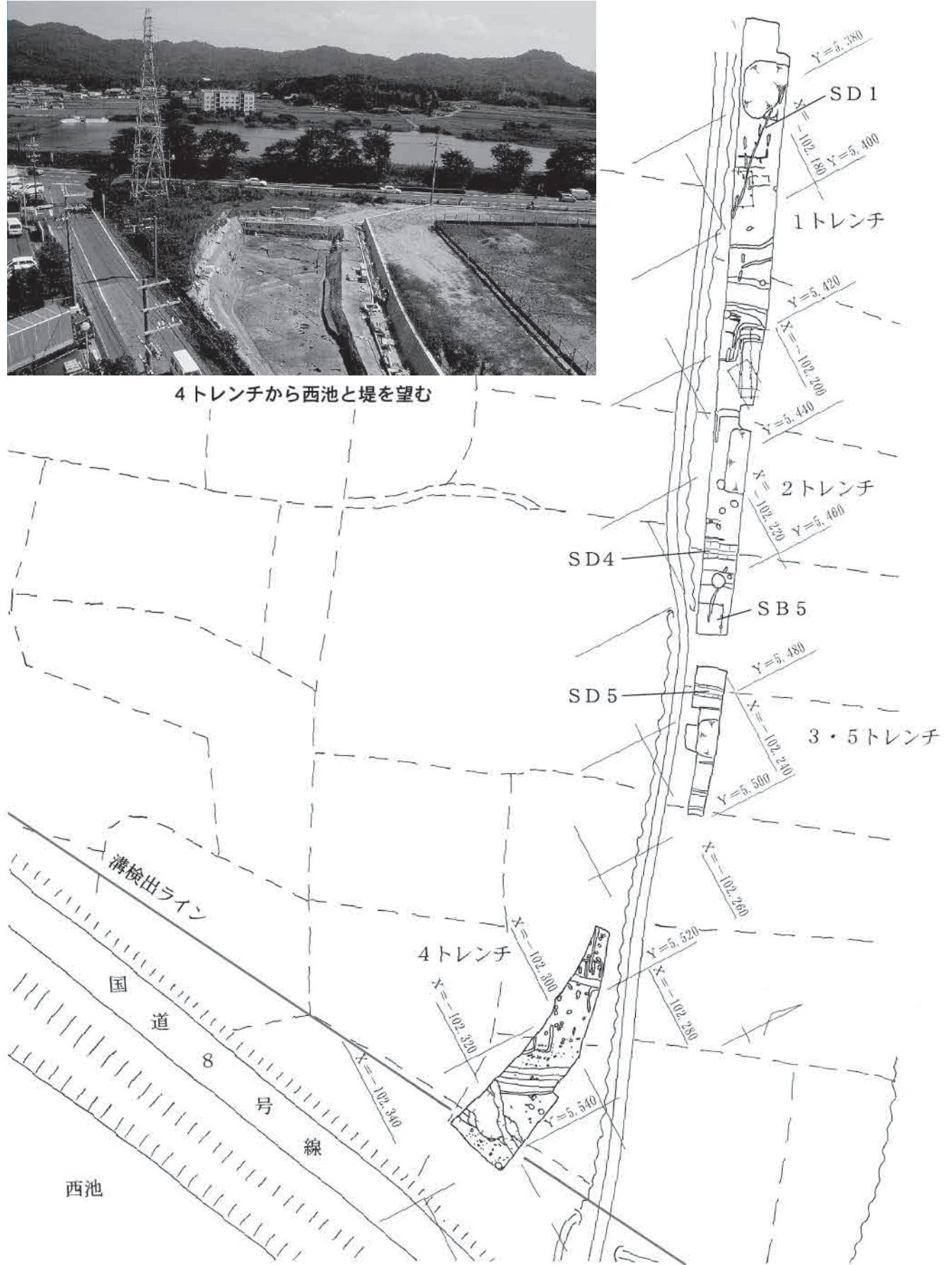
SD-12 (南から)



遺構配置図 (1 : 600)



4トレンチから西池と堤を望む



トレンチ配置図 (1 : 1,000)